

ジオコンテンツ提供等に係る連携協定書

遊佐町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会（以下「乙」という。）は、遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）（以下「本施設」という。）の指定管理者となる者（以下「新指定管理者」という。）との業務連携等に関して、次のとおり合意する（以下「本協定書」という。）。

（目的）

第1条 本協定書は、本施設における指定管理者としての管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）を適正かつ円滑に実施するために、乙が保有するジオコンテンツに関するデジタルデータ（以下「本コンテンツ」という。）を新指定管理者に使用させるための業務連携等に関する事項を定めることを目的とする。

（業務連携等の範囲及び条件）

第2条 甲及び乙は、新指定管理者が実施する本施設の指定管理業務に関して、乙が本コンテンツを新指定管理者に使用させることについて、新指定管理者と連携する意向を有していることを確認する。

2 前項の業務連携等の範囲、具体的内容及び条件等については、以下の各号を基本としつつ、新指定管理者の意向を踏まえ、乙と新指定管理者の間で協議のうえ定める。

- (1) 本コンテンツの範囲は、乙が第三者に使用許諾する権利を有するジオコンテンツのうち、指定管理者が使用することを希望するものとする。
- (2) 本コンテンツの使用許諾は非独占的なものとする。
- (3) 本コンテンツの使用許諾の対価は無償とする。
- (4) 本コンテンツの使用許諾の期間は、原則として新指定管理者が本施設の指定管理者として指定されている期間とする。
- (5) 本コンテンツのメンテナンス及び更新については、原則として乙の判断かつ費用負担にて行うものとする。

（甲の役割等）

第3条 甲は、本事業に関して甲が実施する公募プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、新指定管理者との業務連携等について、応募者に対して、本協定書の開示を含め必要な情報提供等を行う。乙は、甲による情報提供等に協力する。

（本協定書の終了）

第4条 本協定書は、以下のいずれかの事由が生じたときに終了する。

- (1) 本プロポーザルにおいて優先交渉権者が決定されなかったとき。
- (2) 本プロポーザルにおいて決定された優先交渉権者が指定管理業務を行わないことが明らかとなったとき。
- (3) 乙と新指定管理者との間で業務連携等に関する契約が締結されたとき。
- (4) 本協定書を終了することについて甲及び乙が合意したとき。

(協議)

第5条 本協定書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定める。

以上を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月15日

甲 所在地 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地
名称 遊佐町
代表者 町長 時 田 博 機

乙 所在地 秋田県にかほ市象潟町字大塩越36-1
名称 一般社団法人 鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会
代表者 会長 市 川 雄 次

